

工事（業務）費内訳書の提出について

大町市

1 工事（業務）費内訳書の提出

競争入札（事後審査型一般競争入札・指名競争入札）の対象となる建設工事（以下「工事」という。）においては、入札書とともに工事費内訳書を、測量業務、建築関係及び土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務並びに補償関係コンサルタント業務（以下「業務」という。）においては、入札書とともに業務費内訳書を提出してください。

工事（業務）費内訳書を提出しない者が入札した入札書、未記入など不備がある工事（業務）費内訳書を提出した者が入札した入札書は無効としますので、注意してください。

2 工事（業務）費内訳書の形式

次のいずれかの形式とします。

- (1) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事（業務）費内訳書に単価、金額を記載したもの
- (2) 上記（1）と同等の項目が含まれる独自様式によるもの（原則として、「費目・工種・施工名称など」は金抜設計書の項目により作成してください。）
- (3) 上記（1）（2）のいずれの場合も、工事（業務）費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事（業務）名、工事（業務）箇所名、商号又は名称、住所、代表者名を記載）を添付（様式は問いません。）してください。

3 工事（業務）費内訳書の確認

- (1) 工事（業務）費内訳書の内容を確認し、不備があれば入札書は無効とします。
- (2) 工事費内訳書の工事価格計と入札金額、業務内訳書の業務価格計と入札金額は一致しなければなりません。（いずれも税抜金額）

4 確認結果への対応

(1) 工事（業務）費内訳書に不備があり、入札書は無効とする場合

- ア 工事（業務）費内訳書が未記入の場合
 - イ 工種・種別・細別ごとに記載されていない場合
例：「〇〇工事（業務）費一式〇〇〇千円」など
 - ウ 工種及び主要な種別が完全に欠落している場合
 - エ 入札金額（税抜き）と工事価格計、業務価格計（いずれも税抜き）が一致しないもの
 - オ 工事価格計、業務価格計を算出後、値引きにより入札金額と一致させているもの
- なお、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は有効とします。

- 例：「工事（業務）費内訳書記載金額：1,009,870円 入札書記載：1,000,000円」⇒【有効】
- 「工事（業務）費内訳書記載金額：1,009,870円 入札書記載：1,009,000円」⇒【有効】
- 「工事（業務）費内訳書記載金額：1,009,870円 入札書記載：1,009,800円」⇒【有効】
- 「工事（業務）費内訳書記載金額：1,009,870円 入札書記載：990,000円」⇒【無効】
- 「工事（業務）費内訳書記載金額：1,009,870円 入札書記載：1,010,000円」⇒【無効】

(2) 軽微な不備により、修正等を指示する場合（無効としない場合）

- ア 工事（業務）費内訳書の表紙
 - ・日付、発注者名、工事（業務）名、工事（業務）箇所名、商号又は名称、住所、代表者名の一部に記載漏れがあるが特定できるもの
- イ 工事（業務）費内訳書の一部記載漏れ
 - ・数量、単価等当該ページの一部の記載漏れ

5 入札後の工事（業務）費内訳書の取扱い

- (1) 低入札価格調査及び談合情報が寄せられた場合など、調査の必要が生じた場合は、提出された工事（業務）費内訳書の内容を詳細に確認するとともに、説明を求める場合があります。
- (2) 落札者（落札候補者）以外の者の工事（業務）内訳書は、入札時の煩雑を考慮し発注者において処分させていただきます。

6 その他

- (1) 一度提出された工事（業務）費内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (2) 工事（業務）費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはなりません。